

(公財)岐阜県建設研究センター 殿

公共工事発注者支援機関(土木) 認定証

令和2年11月13日付けで提出のあった、公共工事発注者支援機関認定制度試行に関する申請について、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第21条第4項に基づき評価した結果、適切と認められるので、公共工事発注者支援機関評価制度試行実施要綱に基づき、貴機関を公共工事発注者支援機関として認定します。

なお、本証の有効期間は令和3年6月11日から令和6年3月31日までとします。

令和3年6月11日

品質確保に関する推進協議会

委員長 山本

